

下妻市 高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)



1 計画の策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、これまで以上に中長期的な視点を持って「地域包括ケアシステム」を持続可能な形で深化・発展させるとともに、「地域共生社会」の実現を目指して、新たな計画となる「下妻市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)(以下、「本計画」という。)を策定しました。

(2) 計画の期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間については、3年を1期と定められているため、本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

(3) 計画の性格・位置づけ

法的根拠

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8の規定に基づき、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づき策定するものであり、両計画は密接な関連性を持つことから、一体のものとして定めることとされています。

関連計画との調和

本計画は、国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、本市の最上位計画である「下妻市総合計画」と整合・調和した計画です。

また、「下妻市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画として位置づけ、「下妻市障害者計画」「下妻市障害福祉計画・障害児福祉計画」や「下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」をはじめとする、関連計画との整合を図り策定しました。

SDGsとの関係

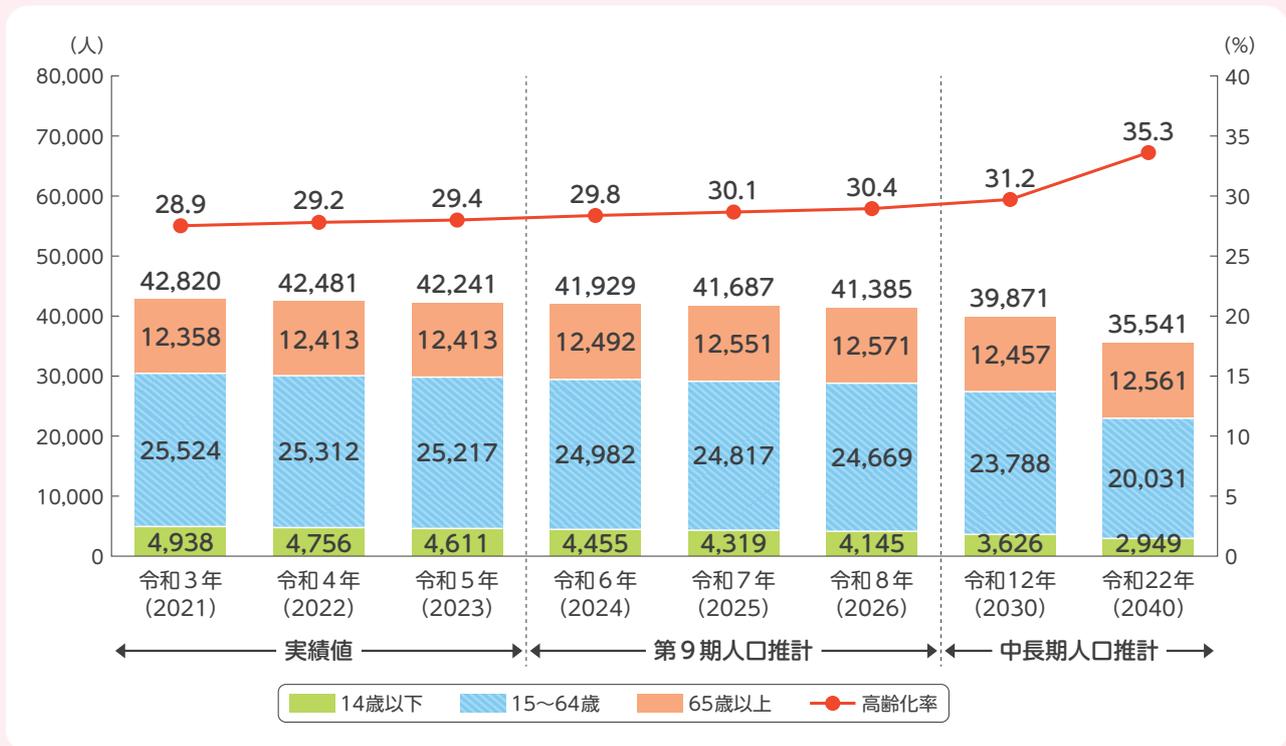
本計画では、地域の高齢者に係る課題を、“誰一人取り残さない”をスローガンにした国際社会の共通目標であるSDGsに照らして、推進していきます。

2 高齢者を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は減少していますが、高齢化率は上昇しています。現在の人口推移及び年齢構成の状況から将来人口を推計すると、今後も高齢化が進むものとみられます。

◆ 総人口の推移



実績値資料：住民基本台帳 各年10月1日現在、推計値：コーホート変化率法による推計

(2) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は増加しており、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯も増加し、一般世帯総数に占める割合も上昇しています。

◆ 高齢者世帯の推移

(世帯、%)

区分		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2022年)
高齢者のいる世帯	実数	6,450	7,061	7,557
	構成比	43.4	47.0	46.4
高齢独居世帯	実数	844	1,145	1,445
	構成比	5.7	7.6	8.9
高齢夫婦世帯	実数	899	1,160	1,519
	構成比	6.0	7.7	9.3
一般世帯総数	実数	14,869	15,015	16,283
	構成比	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査 各年10月1日現在

3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

介護や支援を必要とする高齢者が増加し、介護離職や8050問題、ヤングケアラーなど、介護だけでは解決できない問題も生じています。そのため、制度・分野ごとの枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、支え合う地域をともにつくる「地域共生社会」の実現に向けて、本計画の基本理念を「支え合い、つながりあい、いつまでも自分らしく輝けるまち 下妻」とし、次の3つの基本目標に基づき施策を展開します。

(2) 施策の体系

基本理念

支え合い、つながりあい、
いつまでも自分らしく輝けるまち 下妻

基本目標 1

自分らしく生き生きと活動できる環境づくり

施策の 方向

1. 高齢者の社会参加の促進と生きがいの推進
2. 高齢者の健康づくりと介護予防の充実
3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

基本目標 2

高齢者や家族を地域全体で支える仕組みづくり

施策の 方向

1. 地域における高齢者の支援体制づくり
2. 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり
3. 地域で支え合う仕組みづくり

基本目標 3

安心して利用できる持続可能な介護保険事業の運営

施策の 方向

1. 中長期的視点での介護サービスの基盤整備
2. 介護保険サービスの質の向上と適正利用の推進

自分らしく生き生きと活動できる環境づくり

～介護予防・重度化防止、生きがいつくり、安心して暮らせるまちづくり～

健康寿命の延伸に向けた健康づくりや介護予防・フレイル予防、重度化防止対策に取り組むとともに、日常生活支援の充実を図ります。また、高齢者が生きがい活動や生涯学習活動、就労、ボランティア活動、地域活動など、様々な活動に参加できるように支援します。さらに、住まいの確保やバリアフリーなどの環境整備、災害や感染症に備えた安心・安全なまちづくりなどを推進します。

施策の方向 1 高齢者の社会参加の促進と生きがいつくりの推進

- ➔ 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援
- ➔ 趣味や生きがいつくりの支援
- ➔ 就労支援の充実

施策の方向 2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

- ➔ 一般介護予防事業
- ➔ 介護予防・健康づくりの一体的な推進
- ➔ 介護予防・生活支援サービス事業

施策の方向 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- ➔ 高齢化社会に対応した住環境づくり
- ➔ 防犯対策・交通安全対策の推進
- ➔ 災害に強いまちづくり
- ➔ 感染症に対する備え

● 主な事業・サービス等

高齢者の社会参加の促進と生きがいつくり

- ・老人クラブの活動支援
- ・敬老事業、敬老福祉大会
- ・シルバー人材センター運営費補助 等

一般介護予防事業

- ・シルバーリハビリ体操教室
- ・にこにこ体操教室
- ・認知症予防教室
- ・シニアのためのパワーアップ教室 等

介護予防・健康づくりの一体的な推進

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・包括的支援事業 等

高齢者や家族を地域全体で支える仕組みづくり

～地域包括ケアシステム構築のための取組を深化・推進～

高齢になっても、認知症になっても、本人やその家族等が安心して住み続けられるように、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置運営、多職種協働で支援する地域ケア会議などを通じて地域支援体制の連携強化を図り、地域の実情を踏まえた支援の充実や支え合いの仕組みづくりを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

施策の方向 1 地域における高齢者の支援体制づくり

- ➔ 地域包括支援センターの機能強化と相談機能の充実
- ➔ 地域力を活かした見守り及び支援体制の充実
- ➔ 高齢者の権利擁護の推進
- ➔ 在宅医療・介護連携の推進
- ➔ 高齢者への分かりやすい情報の提供

施策の方向 2 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり

- ➔ 認知症に対する理解の促進
- ➔ 本人・家族への支援
- ➔ 認知症の予防に向けた取組の支援強化
- ➔ 認知症の人を支える支援体制の充実・強化

施策の方向 3 地域で支え合う仕組みづくり

- ➔ 家族介護が継続できる支援の充実
- ➔ 生活支援サービスの充実強化

● 主な事業・サービス等

家族介護が継続できる支援の充実

- ・ねたきり老人等福祉手当支給事業
- ・ねたきり老人等介護慰労金支給事業
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業
- ・ねたきり老人等介護用品購入費助成事業
- ・家族介護教室(委託事業)
- ・介護保険利用料金助成事業 等

生活支援サービス

- ・緊急通報体制等整備事業
- ・高齢者福祉タクシー利用料金助成事業
- ・寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業
- ・在宅福祉サービスセンター「あおぞら」事業
- ・高齢者生活支援事業「シルバーお助け隊」
- ・愛の定期便事業
- ・はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
- ・訪問理美容サービス事業
- ・高齢者配食サービス事業
- ・買物支援事業 等

基本目標
3

安心して利用できる持続可能な介護保険事業の運営

～中長期視点に立った介護サービスの基盤整備と質の向上～

高齢者の身近な地域を日常生活圏域として、在宅でも安心してサービスを受けることができるように、また、介護保険制度の持続性を高めるため、中長期的視点での介護サービスの基盤整備と質の向上、介護人材の確保、サービスの適正給付や介護支援専門員の質的・専門性の向上に向けた支援に取り組みます。

施策の方向 1

中長期的視点での介護サービスの基盤整備

- ➔ 第9期計画期間中の介護サービス提供基盤の整備
- ➔ 中長期的視点に立った介護サービス基盤整備の推進

施策の方向 2

介護保険サービスの質の向上と適正利用の推進

- ➔ 介護保険サービスの質的向上事業
- ➔ 介護人材の確保・定着に向けた取組
- ➔ 介護給付適正化事業



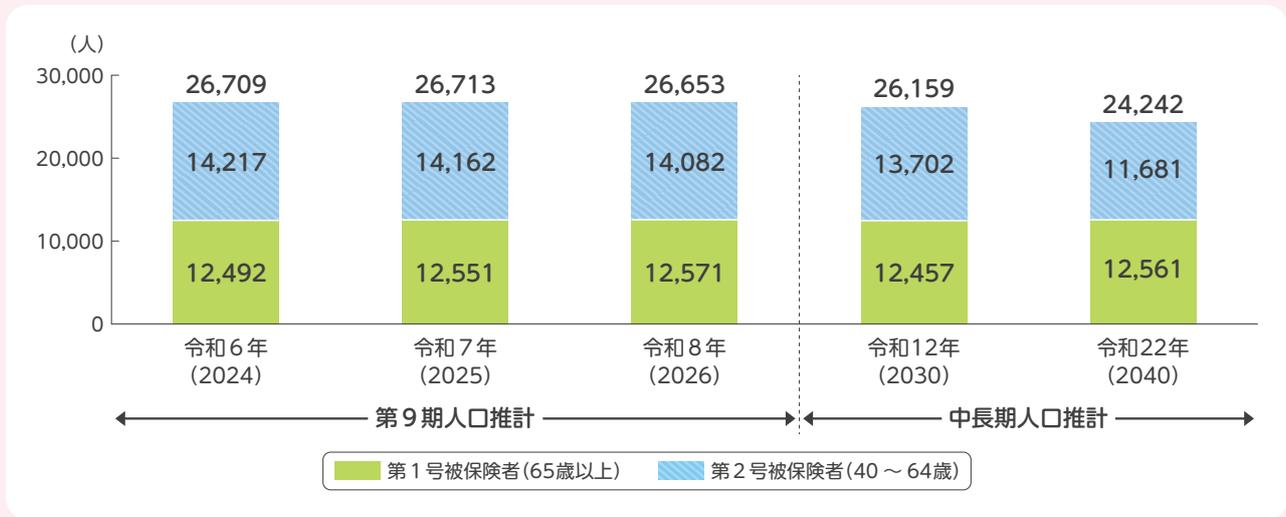
4 介護保険サービスの見込みについて

(1) 被保険者数の推計

介護保険サービスは、40歳以上の方が被保険者(加入者)として介護保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、サービスを利用することができます。なお、第1号被保険者は65歳以上の方となり、第2号被保険者は40歳から64歳までの医療保険加入者となります。

第9期計画期間は、第1号被保険者数は横ばいで推移しますが、中長期的に減少する見込みです。

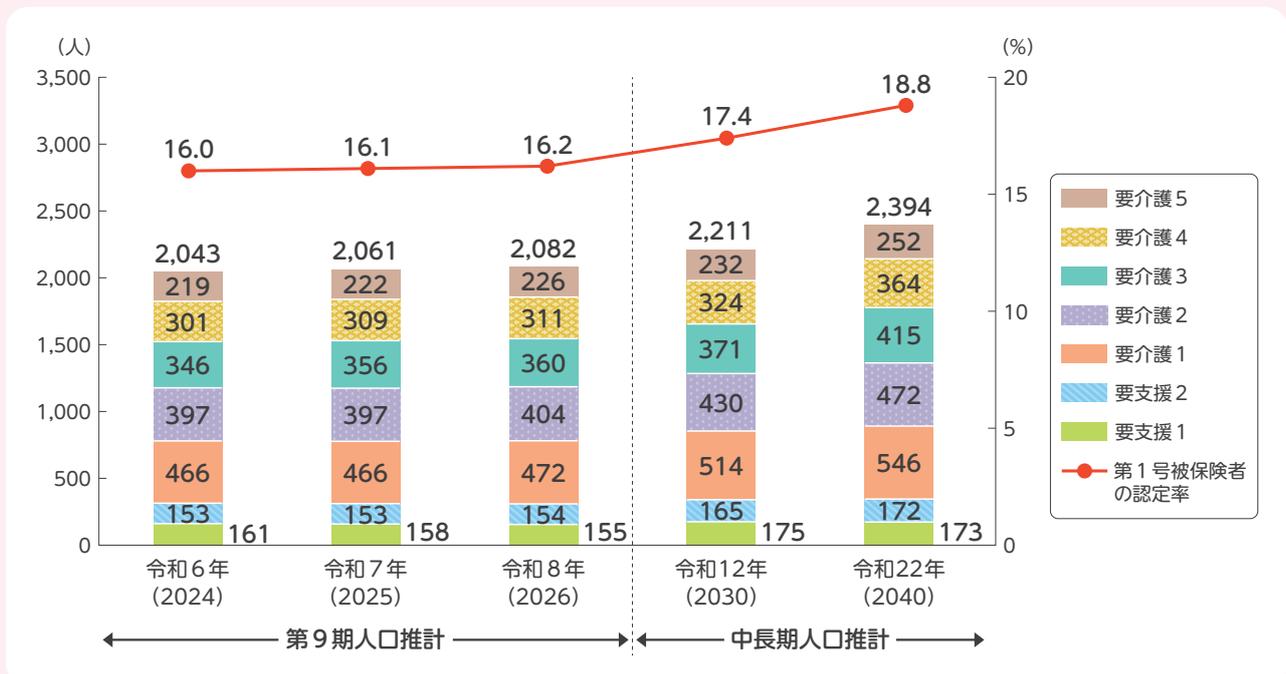
◆ 被保険者数の推計



(2) 要介護(要支援)認定者数の推計

要介護(要支援)認定者数及び認定率は、第9期計画期間中は緩やかに上昇し、中長期的にも上昇が続く見込みです。

◆ 要介護(要支援)認定者数の推計



(3) 介護保険事業費等の見込み

① 標準給付費見込額

介護保険サービスの給付費等を合算した標準給付費見込額は、第9期計画期間の合計はおよそ108億円となることが見込まれます。

なお、見込値は、令和6年4月の介護報酬改定により、介護報酬が全体で1.59%の引き上げとなる等、介護保険サービスに関する今後の見通しを勘案して算出しました。

◆ 標準給付費見込額の内訳

(単位：千円)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計
標準給付費見込額	3,580,655	3,593,732	3,606,138	10,780,525
総給付費	3,347,454	3,357,834	3,370,125	10,075,413
在宅サービス費※1	1,523,511	1,531,583	1,543,874	4,598,968
居住系サービス費※2	260,590	260,919	260,919	782,428
施設サービス費※3	1,563,353	1,565,332	1,565,332	4,694,017
その他給付費※4	233,201	235,898	236,013	705,112

(注) 千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合があります。

※1 在宅サービス費

- 訪問介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅介護支援
- 訪問入浴介護
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 特定福祉用具購入費
- 地域密着型通所介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所療養介護
- 住宅改修費
- 小規模多機能型居宅介護

※2 居住系サービス費

- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護

※3 施設サービス費

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

※4 その他給付費

- 特定入所者介護サービス費
- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 審査支払手数料

② 地域支援事業費見込額

介護予防や日常生活の自立支援等を図る地域支援事業費見込額は、第9期計画期間の合計はおよそ4億2千万円となることを見込まれます。

◆ 地域支援事業費見込額の内訳

(単位：千円)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計
地域支援事業費見込額	131,850	139,200	146,550	417,600
介護予防・日常生活支援総合事業※1	61,830	62,855	63,880	188,565
包括的支援事業及び任意事業費※2	67,000	73,000	79,000	219,000
包括的支援事業(社会保障充実分)※3	3,020	3,345	3,670	10,035

※1 介護予防・日常生活支援総合事業費

- 訪問型サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防普及啓発事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 通所型サービス
- 介護予防把握事業
- 地域介護予防活動支援事業
- その他の介護予防・日常生活総合事業

※2 包括的支援事業及び任意事業費

- 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
- 任意事業

※3 包括的支援事業(社会保障充実分)

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症初期集中支援推進事業
- 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症地域支援・ケア向上事業
- 地域ケア会議推進事業

③ 標準給付費等合計額

介護保険サービスの給付費等を合算した標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合算した標準給付費等合計額は、第9期計画期間の合計はおよそ112億円となることを見込まれます。

◆ 標準給付費等合計額

(単位：千円)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計
① 標準給付費見込額	3,580,655	3,593,732	3,606,138	10,780,525
② 地域支援事業費見込額	131,850	139,200	146,550	417,600
標準給付費等合計額	3,712,505	3,732,932	3,752,688	11,198,125

5 介護保険料

介護保険制度では被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うこととされており、第9期計画では、国の所得段階が13段階に改訂されたため、本市においても国の基準に基づくものとします。なお、第1段階から第3段階の保険料基準額に対する負担割合を緩和することとなっています。

(単位：円)

区分	対象者		負担割合	保険料	
				月額	年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯で前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下 		0.285 (0.455)	1,710 (2,730)	20,520 (32,760)
第2段階	非課税世帯 かつ	80万円超 120万円以下	0.485 (0.685)	2,910 (4,110)	34,920 (49,320)
第3段階	前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が	120万円超	0.685 (0.690)	4,110 (4,140)	49,320 (49,680)
第4段階	課税世帯だが 本人は非課税で、	80万円以下	0.900	5,400	64,800
第5段階 (基準額)	前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が	80万円超	1.000	6,000	72,000
第6段階		120万円未満	1.200	7,200	86,400
第7段階		120万円以上 210万円未満	1.300	7,800	93,600
第8段階		210万円以上 320万円未満	1.500	9,000	108,000
第9段階	本人が住民税課税 かつ	320万円以上 420万円未満	1.700	10,200	122,400
第10段階	前年の合計所得金額が	420万円以上 520万円未満	1.900	11,400	136,800
第11段階		520万円以上 620万円未満	2.100	12,600	151,200
第12段階		620万円以上 720万円未満	2.300	13,800	165,600
第13段階		720万円以上	2.400	14,400	172,800

※「合計所得金額」は、年金・給与・事業等の収入から必要経費相当額を差し引いた所得をすべて合算したものです。(医療費・社会保険料・扶養等の所得控除をする前の金額となります。)

※なお、第1段階から第3段階の()内は、軽減措置前の負担割合及び保険料となります。

第9期介護保険料基準額(月額) **6,000円**



下妻市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（概要版）

下妻市役所 保健福祉部長寿支援課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL 0296-43-2111（代表）